監査結果公表第6号

公の施設の指定管理者監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和3年 3月11日

四日市市監査委員 加 藤 光

同 廣 田 正 文

同 森川 慎

司 荒 木 美 幸

1.	特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
	(四日市市営宮妻峡ヒュッテ、シティプロモーション部観光交流課)	
2.	公益財団法人ささえあいのまち創造基金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8頁
	(四日市市なやプラザ(市民活動センター・なや学習センター、	
	市民文化部市民協働安全課)	

第1 監査の概要

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

2 監 査 対 象 特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会

シティプロモーション部観光交流課(指定管理に関する事務の所管所属)

3 事前調査期間 令和 2年12月21日から令和 3年 1月17日まで

4 監 査 期 間 令和 3年 1月18日

5 監査対象年度 令和元年度

6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務

7 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行い、公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名	称	特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会	
代	表者	理事長 佐野 幸男	
住	所	四日市市日永西二丁目3番12号	

2 指定管理の内容

施設名	四日市市営宮妻峡ヒュッテ		
所 在 地	四日市市水沢町字冠山28番地 設置年月:昭和53年3月		
指 定 期 間	平成31年4月1日~令和6年3月31日		
指定管理料	3,655,943円(令和元年度)		
指定管理に	収 入 4,838,102円		
係る収支状況	支 出 4,838,757円		
(令和元年度)	収 支 △655円		

	年間利用者数 ※	H 2 9年度は台風による通	行止めによる休館、H30年
度は同理由の通行止めに加え工事による休			1え工事による休館あり。
利 用 実 績	平成29年度	284人	
	平成30年度	495人(前年度比	2 1 1 人増)
	令和元年度	769人(前年度比	274人増)

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用の許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可、入場の制限等に関すること。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付等に関すること。
- ウ ヒュッテの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- エ その他、ヒュッテの運営に関すること。

4 収支状況

単位:円

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	700,000	662,660	△37, 340
指定管理料	3, 597, 000	3, 597, 000	0
指定管理料(コロナ 影響分)	0	58, 943	58, 943
事業収入	50,000	27,400	$\triangle 22$, 600
その他収入	53,000	5, 800	△47, 200
繰越金	486, 299	486, 299	0
収入 計	4, 886, 299	4, 838, 102	△48, 197
人件費	2, 130, 000	2, 769, 029	639,029
消耗品費	100,000	54,795	△45, 205
燃料費	50,000	37,694	△12, 306
印刷製本費	0	0	0
光熱水費	350,000	287, 239	△62, 761
修繕料	246,000	174, 205	△71, 795
通信運搬費	114,000	86, 203	$\triangle 27$, 797
広告料	200,000	0	$\triangle 200$, 000
手数料	0	1, 188	1, 188
保険料	400,000	82, 200	△317, 800
委託料	730,000	1, 042, 511	312, 511
賃借料	0	0	0
その他(物品購入費)	0	189, 270	189, 270

事業費(ソフト事業 等)	50,000	114, 423	64,423
一般管理費	30,000	0	△30,000
支出 計	4, 400, 000	4, 838, 757	438,757
収 支	486, 299	\triangle 6 5 5	△486, 954

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
 - 事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - ●指定管理者【特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会】
 - (1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク
 - (2) 施設の使用許可、利用料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク
 - (3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク
 - ●所管部局【シティプロモーション部観光交流課】
 - (1) 指定管理者の指定におけるリスク
 - (2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク
 - (3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会】

- (1)公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク
 - ・ 施設が、関係法令、条例の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、法定点検が適法に実施されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 建築物・建築設備等定期点検、消防用設備等の点検、浄化槽の点検といった法定点検、 清掃、修繕が必要となった箇所への対応等が適宜実施され、協定書等で定められた義務の 履行についても、所管部局の実査やヒアリングにより確認がなされている。しかし、協定 書等の規定についての整理が不十分な部分もあり、管理業務に改善すべき点がみられた。

意見

- ① ヒュッテ北側の法面が、樹木が少なく崩れやすい状態になっている。指定管理者は気づいたことを積極的に所管部局に伝え、所管部局は関係課と協議を重ねて、安全でよりよい環境づくりを行うこと。
- ② 外にあるトイレ付近のごみ、宿泊室の照明にたまっているごみが目に付くので、こまめな清掃を行うこと。

(2) 施設の使用許可、利用料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク

・ 利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設 の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 消費税率の引上げに伴う利用料金額の変更に際し、宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく事務処理が行われていなかった。適切な事務処理を行う必要がある。

施設の使用許可等については、同規則に規定されている手続が適正に行われていた。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

・ 施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定 管理者の団体としての業務に関する会計が、指定管理業務に関する会計とまとめて会計管 理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 施設管理業務に係る経理と、団体としての業務に関する経理は明確に分けられており、 所管部局においても内容の確認は行われている。

【シティプロモーション部観光交流課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

ア 指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不 適当な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

O 指定管理者の指定の手続、指定管理業務の範囲等が条例に規定されており、これに基づき平成30年度に公募を行ったところ、応募は当該団体のみであった。指定管理者選定委

員会のヒアリング、審査の結果、当該団体が適正に指定管理者に選定され、議会の議決を 経て指定されている。

イ 応募にあたっての参入障壁がなく、公平に機会が与えられているか。

リスク発現の可能性(〇予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 宮妻峡ヒュッテの設置及び管理に関する条例施行規則で規定されている、「自然と親しむ 健全な憩いの場を市民に提供する」という業務を行える団体に委託するため、自然環境保 全または観光振興の活動をしている団体であることを求めている以外は、市統一で規定さ れた応募資格を要件としており、公平に機会は与えられていると考える。(応募団体1者)

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

・ 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われて いるか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を仕様書の規定通り受理し、ヒアリングや 協議も行ったり、適宜施設を訪れたりして、適切に業務の履行確認がなされていた。

施設の利用料金について、消費税率の引上げに伴う利用料金額の変更に際し、宮妻峡 ヒュッテの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく事務処理が行われていな かった。適切な事務処理を行う必要がある。

モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき適切に行われていた。

意見

モニタリングレポートに記載されているイベントの参加人数と、指定管理者から実績として報告されているイベントの参加人数に齟齬がみられたり、参加者の少なかったイベントをモニタリングレポートに記載していなかったりという状況があるが、いかがなものか。記載方法について整理すること。

(3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

・ 指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な 金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等 に規定されたとおり行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 指定管理料は、指定管理者の提案を前提に、必要な指定管理業務内容に見合うように算 定されていたものの、実際の運営にあたっては、自主事業の収入が計画通り見込めず厳し い経営状況にある。指定管理者の指定にあたっては、自主事業の収益性について楽観的に 査定するのではなく、現実的な収益性を見込むべきである。 支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続がとられていた。

2 3 E (経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会】

意見

① 予算流用について【住民福祉の向上の視点】

年度当初に、ホームページのリニューアルを予定していたものの、大量発生したスズメバチの駆除に費用を要したため、ホームページのリニューアルが翌年度にずれ込んだとのことである。ホームページのリニューアルは、集客や利便性の向上のためのものであり、スズメバチの駆除と同列に扱うのではなく、別途予算の確保を考えるべきではないか。

② イベント等参加料について【経済性の視点】

イベント等の参加料も、重要な収入である。材料費等必要なものは適切に受理するようにし、収支状況に負荷がかからないようにすること。

③ イベント情報の周知について【有効性の視点】

参加者の少なかったイベントもあるが、より多くの参加者を集められるよう、さらに広 く周知すること。

④ 利用者のアンケートについて【有効性の視点】

利用者のアンケートの自由意見欄について、満足したといった回答のみで、どういった ところがよかったかが不明な回答もある。利用者の意見を反映するために、具体的な意見 を書いてもらえるようなフォーマットにすること。

⑤ 利用者のニーズの変化への対応について【住民福祉の向上の視点】

ア 施設の古さにもかかわらず全体的に綺麗に管理されているが、少し殺風景に感じられる。 花を飾るなど、工夫してほしい。

イ 利用者アンケートでは、Wi-Fi環境やお湯が使えないなどの不満もみられる。ファミリー層へのサービス向上とそれに伴う対価の確保等、指定管理者としての気づきを積極的に市に伝えていってもらいたい。

【シティプロモーション部観光交流課】

意見

① 収益向上のための仕組みについて【経済性の視点】

施設設置当初から、利用料金がほとんど変更されていないが、物価の変動や社会情勢の変化を反映させることを検討すること。また、魅力ある自然環境をいかすとともに、山ガールの増加等、利用者の属性の変化といった時代の流れをくんで、浴室やトイレ、宿泊室を男女別にするなど、女性客も安心して使える環境整備に取り組み、収益を上げるしくみを研究すること。

② 非常時の対策について【住民福祉の向上の視点】

台風等の災害で道路がふさがれた時に、徒歩で下山できる道の整備等を含め、緊急時の体制の確立や安全管理の整備は、最悪の事態を想定して対策を行うこと。しばらく下山できない事態が生じたときのために、備蓄食料についても検討すること。

【特定非営利活動法人自然と子どもを育てる会・シティプロモーション部観光交流課】

意見

① 本市の恵まれた自然環境のプロモーションについて【経済性の視点】

利用者のアンケートでは、多くの人が満足しているが、さらなる環境整備等のサービス 向上を求める意見もある。そのニーズに対応するとともに、指定管理者としての収支のみ でなく、自然環境に恵まれた市内唯一の施設として、市のPRにも活用していくなど、宮 妻峡の観光資源としての経済効果をより強く意識して整備を行うことが必要である。ハー ド、ソフト両面で、さらに投資する価値のある環境であると考える。

第1 監査の概要

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

2 監 査 対 象 公益財団法人ささえあいのまち創造基金

市民文化部市民協働安全課(指定管理に関する事務の所管所属)

3 事前調査期間 令和 2年12月17日から令和 3年 1月17日まで

4 監 査 期 間 令和 3年 1月18日

5 監査対象年度 令和元年度

6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務

7 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行い、公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名	称	公益財団法人ささえあいのまち創造基金	
代	表者	代表理事 松井 眞理子	
住	所	四日市市萱生町1200番地	

2 指定管理の内容

施設名	四日市市なやプラザ(市民活動センター・なや学習センター)		
所 在 地	四日市市蔵町4番17号 設置年月:平成11年5月		
指 定 期 間	平成31年4月1日~令和6年3月31日		
指定管理料	17,052,000円(令和元年度)		
指定管理に	収 入 24,833,779円		
係る収支状況	支 出 22,864,255円		
(令和元年度)	収 支 1,969,524円		

年間利用者数

利用実績

平成29年度 51,507人

平成30年度 57,402人(前年度比 5,895人増)

令和元年度 51,745人(前年度比

5,657人減)

3 指定管理の業務範囲

市民活動センター

- ア 四日市市市民活動センター条例に規定する事業の実施に関すること。
- イ 施設等の維持管理に関すること。
- ウ その他、センターの運営に関すること。

なや学習センター

- ア 使用の許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可、入場の制限等に関すること。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付等に関すること。
- ウ 施設等の維持管理に関すること。
- エ その他、四日市市なや学習センター条例に規定する事業に関すること。

4 収支状況

単位:円

項目	実施計画 (a)	実績額(b)	比較増減(b)-(a)
利用料金収入(貸室)	6, 100, 000	6, 142, 900	42,900
利用料金収入(その 他)	992, 000	1, 134, 053	142,053
指定管理料	17, 052, 000	17, 052, 000	0
自主事業収入(講座)	100,000	197, 300	97, 300
自主事業収入(その 他)	120,000	307, 526	187, 526
繰越金	2, 563	2, 563	0
収入 計	24, 366, 563	24, 836, 342	469,779
人件費	14, 279, 000	13, 313, 088	△965, 912
消耗品費	310,000	411,740	101,740
燃料費	80,000	0	△80,000
印刷製本費	150,000	68,808	△81, 192
光熱水費	2, 200, 000	1, 965, 415	△234, 585
修繕料	200,000	218,075	18,075
通信運搬費	200,000	231,046	31,046
広告料	0	0	0

手数料	15,000	415, 414	400, 414
保険料	20,000	12,680	△7, 320
委託料	1, 750, 000	2, 146, 548	396, 548
賃借料	30,000	167, 400	137,400
その他管理費	1, 316, 000	1, 019, 000	△297, 000
事業費(ソフト事業等)	800,000	617, 069	△182, 931
一般管理費	3, 014, 000	2, 277, 972	△736,028
支出 計	24, 364, 000	22, 864, 255	$\triangle 1$, 499, 745
収 支	0	1, 969, 524	1, 969, 524

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点 事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - ●指定管理者【公益財団法人ささえあいのまち創造基金】
 - (1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク
 - (2) 施設の使用許可、利用料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク
 - (3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク
 - ●所管部局【市民文化部市民協働安全課】
 - (1) 指定管理者の指定におけるリスク
 - (2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク
 - (3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク
- 2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正 又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意 するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【公益財団法人ささえあいのまち創造基金】

- (1)公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク
 - ・ 施設が、関係法令、条例の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、法定点検が適法に実施されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× エレベーター設備保守点検、建築物・建築設備等定期点検、消防用設備等の点検、消火 器保守点検といった法定点検、清掃、修繕が必要となった箇所への対応等が適宜実施され、 協定書等で定められた義務の履行についても、所管部局の実査やヒアリングにより確認が なされている。しかし、協定書等の規定についての整理が不十分な部分もあり、管理業務 に改善すべき点がみられた。

指摘

会議室等のキャビネットが、固定されていない。地震対策の視点でチェックし、対応すること。

意見

- ① 垂直式救助袋の落下地点に木枝があったり、道路に木枝が張り出していたりする。仕様書に定める、適切な樹木の管理内容について、具体的に、実態を見て整理し、安全管理に支障が出ないよう、また近隣住民の迷惑にならないよう管理すること。
- ② 建物内は、わかりやすいレイアウトに整備され、整理整頓も行われている。一方で、建物の外では、朽ち果てた百葉箱や使用していない植木鉢等、要不要が不明なものが放置されており、事故やいたずらを誘発する可能性のある状況がみられた。建物外の清掃、安全管理や整理整頓についても、指定管理者がすべきことについては、適切な管理を行うこと。
- ③ 管理する樹木の中にキョウチクトウがあるが、キョウチクトウは毒性があるので、特に注意して管理すること。
- (2) 施設の使用許可、利用料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク
 - ・ 利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設 の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

リスク発現の可能性(〇予防策あり、△可能性あり、×発現)

O 指定管理期間開始当初、消費税率の引上げに伴う利用料金額の変更及び利用料金の還付額の決定に際し、なや学習センター条例施行規則第11条第1項並びに第14条第1項及び第2項の規定に基づき適正な事務処理が行われていた。

施設の使用許可についても、同規則第7条第1項に規定された手続が行われていた。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

・ 施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定 管理者の団体としての業務に関する会計が、指定管理業務に関する会計とまとめて会計管 理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 施設管理業務に係る経理と、団体としての業務に関する経理は明確に分けられており、 所管部局においても内容の確認は行われている。

【市民文化部市民協働安全課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

ア 指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不 適当な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 指定管理者の指定の手続、指定管理業務の範囲等が条例に規定されており、これに基づき平成30年度に公募を行ったところ、応募は当該団体のみであった。指定管理者選定委員会のヒアリング、審査の結果、当該団体が適正に指定管理者に選定され、議会の議決を経て指定されている。

イ 応募にあたっての参入障壁がなく、公平に機会が与えられているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 指定管理者の募集に際して、市としては、市内の市民活動団体同士を横につなぐ中間支援機能を期待し、市民活動センター条例に基づき、市内に所在地がある市民活動団体等を対象とした募集を行っている。市内で活動する複数の中間支援団体すべてが応募可能であることから、公平に機会は与えられていると考える。(応募団体1者)

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

・ 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われて いるか。

リスク発現の可能性(〇予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を仕様書の規定通り受理し、ヒアリングや協議も行ったり、適宜施設を訪れたりして、適切に業務の履行確認がなされていたが、一部支出科目に誤りがあった。また、消防倉庫周辺や、防犯外灯の管理について、指定管理者と市の管理区分が不明確なところがみられる。

施設の利用料金について、なや学習センター条例施行規則の規定に基づき適正に承認されていた。

モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき適切に行われていた。

意見

- ① 事業収支報告について、職員用の茶葉にかかる費用が人件費に計上されていた。市は、 事業報告の際に、適切な支出科目となっているか確認を怠らないこと。
- ② 防犯外灯等は指定管理業務の対象かなど、管理対象の整理が不十分なところが見受けられた。再度、指定管理の内容について精査すること。

(3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

・ 指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な 金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等 に規定されたとおり行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

O 指定管理料は、必要な指定管理業務内容に見合うように算定されていた。指定管理料の 支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続がとられていた。

2 3 E(経済性、有効性、効率性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【公益財団法人ささえあいのまち創造基金】

意見

① 非常時への備えについて【住民福祉の向上の視点】

非常時のための避難訓練は実施されているものの、大型の消火器や垂直式救助袋等の使い方を施設の職員が把握していない。非常時に使用する道具の使い方についても訓練し、 非常時を想定したシミュレーションを行って、緊急時に即時に使えるようにしておくこと。

② 事業に要する費用の適切な支出について【合規性の視点】

業務に使用する車の燃料費について、個人の負担とならないよう、必要な費用について は適切に支出すること。

③ 多様な利用者への対応について【住民福祉の向上の視点】

手話や筆談、車いす等が必要な利用者や、外国人利用者への対応について、そのスキル を引き続き職員の間で共有していくこと。

④ 事業の周知について【有効性の視点】

地域のプレーヤーを育てるということは、市全体の力の底上げになるので、市民活動に 意欲のある人のバックアップにぜひ引き続き力を入れてほしい。この事業がまだ広く周知 されているとはいえず、特に施設から離れた場所に住む市民にはあまり届いていないので、 よりいっそう周知に取り組むこと。

【市民文化部市民協働安全課】

意見

① 指定管理における貸与備品の取扱いについて【合規性の視点】

市では、取得価格二万円未満であっても備品とする物品についての規定が変更となったが、協定書にはそれが反映されていない。協定書での備品の内容と、市の会計規則での備品との混同をさけるため、貸与品等に表記を改めること。

② 不要となった備品の処分について【住民福祉の向上の視点】

旧式で、備品台帳から削除されたPCが廃棄されずに放置されていた。不要なものはすみやかに処分すること。